

令和3年第1回
西多摩衛生組合議会臨時会会議録

令和3年7月7日

西多摩衛生組合議会

令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会

1 日 時 令和3年7月7日(水)午後2時15分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 橋本 弘山 副管理者 浜中 啓一

副管理者 加藤 育男 副管理者 杉浦 裕之

会計管理者 島田 裕樹

出席議員

1 番 下澤 章夫	3 番 香取 幸子	4 番 湖城 宣子
5 番 迫田 晃樹	6 番 大勢待利明	7 番 水野 義裕
8 番 門間 淑子	9 番 高田 和登	10 番 小澤 芳輝
11 番 幡垣 正生	12 番 青木 健	

欠席議員

2 番 近藤 浩

西多摩衛生組合

事 務 局 長 郷 良則 施 設 長 島田 善道

総 務 課 長 薬袋 敏邦 財 務 課 長 松澤 昭治

計 画 管 理 課 長 古谷 浩明 維 持 運 転 課 長 中島 勲

7/7(水) 西多摩館長(兼)会計課長(兼)企画調整担当 伊藤 義孝

構成市町職員

青 梅 市 環 境 部 長 谷合 一秀 羽村市産業環境部長 棚島 孝文

福生市生活環境部長 田村 清孝 瑞穂町住民部長 野口 英雄

令和3年第1回西多摩衛生組合議会
臨時会議事日程（第1号）

令和3年7月7日（水）
午後2時15分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 仮議席の指定について

日程第2 議長の選挙について

令和3年第1回西多摩衛生組合議会 臨時会議事日程（第1号）追加の1

令和3年7月7日（水）
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 議席の指定について

日程第2 会議録署名議員の指名について

日程第3 会期の決定について

日程第4 副議長の選挙について

日程第5 承認第3号

専決処分の承認を求めることについて

（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）

日程第6 議案第3号

西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号

（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約について

日程第8 議案第5号

西多摩衛生組合監査委員の選任について

○総務課長（郷 良則） それでは、失礼いたします。

本臨時会は、選出議員改選後、初めての議会でございます。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で、年長の議員が臨時議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、水野義裕議員が最年長者でありますので、臨時議長をお願いいたします。

○臨時議長（水野義裕） 本日は、令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会のため、公私ともお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、初議会でございますので、先ほどの説明のとおり、年長の私が臨時議長を務めますので、よろしくをお願いいたします。

議員定数12名、出席11名、欠席1名で、定足数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

それでは、ただいまから、令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を開会いたします。

これより議事に入ります。

臨時議長において行う議事日程は、お手元に配布いたしました議事日程（第1号）です。

日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席の指定につきましては、臨時議長が定めることになっておりますので、ただいまご着席の議席といたします。

日程第2、議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定されている指名推選で行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、臨時議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） 異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

それでは、議長に幡垣正生議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました幡垣正生議員を、議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（水野義裕） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました幡垣正生議員が議長に当選されました。

議会会議規則第23条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

幡垣正生議員、議長に当選されましたので、就任のごあいさつをお願いいたします。

○議長（幡垣正生） ただいま議員各位の皆様方より、当組合の議長に指名推選をいただきました福生

市選出の幡垣正生でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

もとより、微力ではございますが、当組合議会の円滑なる運営と推進のために、誠心誠意努力する所存でございます。議員各位、ご協力とご支援のほど、心からお願いを申し上げまして、あいさつとかせさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（水野義裕） ありがとうございます。

以上で、臨時議長の職務を終了いたします。

幡垣議長、議長席にお着きください。

しばらく休憩いたします。

午後2時19分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（幡垣正生） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） 議長のお許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、多数の議員の皆様方にご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、それぞれ構成市町の議員として、ご活躍をいただいているところでございますが、同時に、当西多摩衛生組合の議員としても、ご尽力を賜りたいと存じます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

さて、組合の事務事業の状況であります。まず、環境センターでの可燃ごみの処理につきまして申し上げますと、令和2年度の構成市町ごみ搬入実績は、約6万1,400トンで、令和元年度と比較いたしますと、約280トン、0.5%の減少となっております。

また、令和2年度におきましては、令和元年台風第19号の被災地を支援するため、宮城県大崎市の災害廃棄物314トンを受け入れております。当組合といたしましては、微力ながら大崎市における復興の一助に貢献できたものと考えております。

環境センターでのごみ焼却処理に当たりましては、広域支援の有無にかかわらず、公害防止設備をはじめ、施設の維持管理に万全を期し、法律で定められた環境基準、並びに地域住民との間で締結しております公害防止協定を遵守しながら、安全かつ衛生的に処理を行っているところであります。

なお、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、本年4月より受入れを開始しております小平・村山・大和衛生組合の広域支援につきましても、広域支援協定の相互扶助の趣旨を尊重し、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。令和2年度の浴場施設利用者数は、約6万9,900人、一日平均では、約294人となっており、前年度と比較しますと、約35%の減となっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、臨時休館など、安全管理上の措置を実施したほか、外出自粛などによる、コロナ禍の影響が顕著に表れた結果となっております。

フレッシュランド西多摩の運営につきましては、引き続き状況を見極めながら、利用者の皆様に安心して来館していただけますよう、感染対策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

なお、今次臨時会には、専決処分の承認案件1件、条例案件1件、契約案件1件、人事案件1件、合わせて4件の議案をご提案申し上げます。いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご承認・ご決定・ご同意をいただきますよう、お願いを申し上げ、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、管理者の発言は終わりました。

この際、日程の追加について申し上げます。

本日の議事日程（第1号）に、先ほど、お手元に配布いたしました議事日程（第1号）追加の1を追加いたします。

これより、追加日程に入ります。

追加日程第1、議席の指定を行います。

議席の指定は、議会会議規則第3条第1項の規定により、議長においてしたいと思います。

1番 下澤 章夫 議員

2番 近藤 浩 議員

3番 香取 幸子 議員

4番 湖城 宣子 議員

5番 迫田 晃樹 議員

6番 大勢待利明 議員

7番 水野 義裕 議員

8番 門間 淑子 議員

9番 高田 和登 議員

10番 小澤 芳輝 議員

11番 幡垣 正生 議員

12番 青木 健 議員

以上のとおり、指定いたします。

続きまして、追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名いたします。

1番 下澤 章夫 議員

3番 香取 幸子 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がありますので、事務局長より報告いたします。郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本臨時会の招集通知につきましては、令和3年6月30日付け、西衛発第293号で令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を招集した旨、管理者より議会あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本臨時会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとして、お諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本臨時会における議事説明員として、正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

次に、追加日程第3、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期については、7月7日、1日限りといたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

次に、追加日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項に規定されている指名推選で行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

被指名人の指名方法は、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。それでは、副議長に水野義裕議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました水野義裕議員を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(幡垣正生) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました水野義裕議員が副議長に当選されました。

議会会議規則第23条の規定により、本席から当選の告知をいたします。

水野義裕議員、副議長当選の承諾及びごあいさつをお願いいたします。7番、水野義裕議員。

○副議長(水野義裕) 指名していただき、ありがとうございます。議長を補佐して円滑な議会運営に務めることを尽力したいと思いますので、よろしくお祈りいたします。

○議長(幡垣正生) どうもありがとうございます。

これより、議案審議に入りますが、議会会議規則第33条の規定により、原則、質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっております。なお、1回の発言につき、質疑内容が多岐にわたる場合は、同条ただし書きの規定により、一発言につき3問までとし、質疑を分けて発言することを許しますので、よろしくお祈りいたします。

それでは、追加日程第5、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例)」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者(橋本弘山) ただいま、議題となりました承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきま

して、ご説明申し上げます。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めており、令和3年3月の羽村市での条例改正を受け、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分させていただいたもので、同法第179条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております承認第3号、及び附属資料のとおりであります。部長相当職における管理職手当を5%減額する暫定措置と、地域手当の支給割合を「100分の8.5」へ引き下げる暫定措置の期間を、令和4年3月31日まで延長するほか、羽村市に準じ、所要の文言整理を行っております。

なお、この条例は、公布の日である令和3年3月11日から施行しております。

以上、よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」の件は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

次に、追加日程第6、議案第3号「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第3号「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、会計年度任用職員の期末手当について、健康保険法の適用を受ける者と同様の勤務条件で勤務する学生及び後期高齢者医療の被保険者を支給対象に加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

当組合の職員給与につきましては、従前より羽村市の給与制度に準じて定めていることから、本案につきましても、同様の内容にて改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、お手元に配布しております議案第3号、及び附属資料のとおりであります。条例第5条第1項中、期末手当の支給対象を、「任期の定めが6月以上で、かつ、健康保険法の適用を受ける会計年度任用職員であって、6月1日及び12月1日にそれぞれ在職するもの」から「6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（組合規則で定める会計年度任用職員を除

く。)」に改めるとともに、同条第2項の期末手当の額の算定方法について、健康保険法の適用を受けない学生及び後期高齢者医療の被保険者の規定を加えようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いをいたします。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。8番、門間議員。

○8番（門間淑子） この条例改正の適用を受ける職員の方は、何名ぐらいいらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（幡垣正生） 葉袋総務課長。

○総務課長（葉袋敏邦） 適用を受ける対象でございますが、現在のところ、本条例改正による支給対象者はありませんが、今後、改正による対象者が発生することも想定されますことから、羽村市に準じ、改正を行わせていただくものでございます。

以上でございます。（「いないということですね。はい、了解しました。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第3号「西多摩衛生組合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（幡垣正生） 次に、追加日程第7、議案第4号、「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約について」の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。

橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました議案第4号「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約について」、ご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度に策定いたしました、今後の組合運営の方向性に基づく、フレッシュランド西多摩の維持・改修事業の一環として実施するもので、現在、構成市町の二次避難所に指定されているフレッシュランド西多摩の防災機能を強化するほか、地域の活動拠点として新たな価値を創出するため、温泉掘削工事請負契約を締結しようとするものであります。

契約の目的は、（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事、契約の方法は、指名競争入札、契約金額は、2億75万円、契約の相手方は、東京都国立市東1丁目1番地3号、株式会社八洲試錐・代表取締役、長橋健二、契約の期間は、契約確定の翌日から令和4年3月31日までとしております。

なお、議案第4号の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） それでは、議案第4号、（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約につきまして、細部の説明をさせていただきます。

本案につきましては、平成29年度に実施をいたしました地下水等調査委託により、深度1,500メートルから1,800メートルの掘削により、温泉開発が可能であると判断されたことにより、今後の組合運営の方向性にに基づき、フレッシュランド西多摩改修事業の一環として実施をするものでございまして、温泉掘削により地下水を有効活用し、災害対策における水利の確保と、浴場施設における新たな付加価値を創出するものでございます。

附属資料の入札経過調書をご覧いただきたいと思っております。

本契約につきましては、議会に付すべき契約の対象であることから、契約事務協議会を開催し、契約の方法を指名競争入札と決定いたしまして、万が一にも温泉が出なかった場合の特約条項として、8の入札経過の（3）に記載のとおり、支払額に関する特約条項を定め、その後の指名業者選定委員会により、3者の業者が指名されてございます。

開札結果につきましては、1億8,250万円ございまして、予定価格に対する落札率は、93.6%でございました。

次に、裏面の工事概要書をご覧願います。

工事概要とイメージ図になりますが、掘削の方法が5に記載してございますが、周辺に対する振動・騒音が極めて少ない、泥水循環ロータリー掘削・垂直掘りを採用してございます。

また、温泉掘削工事を行う際には、東京都知事の許可が必要となりますので、「東京都自然環境保全審議会」の審議を経て、令和3年2月に許可をいただいたところでございます。

以上で、議案第4号、（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約についての細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

9番、高田和登議員。

○9番（高田和登） 2点、質問させていただきます。

まず、フレッシュランド西多摩に温泉を掘削することについて、私は大賛成。地元の方にとっても、観光資源としても、今後、大きな財産になると考えられるからです。その上でちょっと質問させていただきます。

事前に配布された議案第4号、附属資料を拝見すると、この工事の指名競争入札の開札は、6月10日にあり、落札金額についても、約2億円と明確になっています。6月10日より6日後の6月16日には、私たち議員に対して、事務事業説明会というのが開催されました。（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の概要についてという資料をいただきまして、件名とか、工事内容、掘削場所、掘削方法、使用掘削機について説明がありました。私も質問させていただきましたが、十分に納得できるものでありました。

しかし、その説明の中に、重要な金額についての言及はありませんでした。なぜ6月16日の事務事業説明会の時点で、わかっていることを説明されなかったのでしょうか。判明している事実は、全てオー

ブンにし、本件についても、この7月7日の臨時会で議案にするので、正式決定はしていないということを一言つけ加えれば、それで済むことではないでしょうか。6月16日の事務事業説明会で入札とか、落札金額について説明されなかった理由をお尋ねいたします。

2点目の質問です。開札の結果、3者うち2者が辞退したということです。辞退した理由がわかれば、公表できる範囲で開示願います。

また、2者が辞退したことで、事実上、1者の契約になりますが、金額の妥当性について質問させていただきます。

①周辺の温泉掘削工事の金額は、幾らだったのか、調査されたのでしょうか。また、具体的に、周辺の河辺温泉、昭島温泉、つるつる温泉の金額は幾らだったのでしょうか。

2番目で、特約事項で温泉が出なかった場合、8,000万円とのことですが、実際の経費は8,000万円前後で、それ以外は成功報酬という意味と理解しております。河辺温泉、昭島温泉、つるつる温泉の時も成功報酬という考え方で落札されているのでしょうか。

以上、2点、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） ただいまご指摘いただきました組合議員の皆様を対象に実施いたしました事務事業説明会の時点で、確か入札結果は出ておりましたが、議会に上程する案件につきましては、当組合の最高決定機関であります正副管理者会議、こちらの審議を経まして、その可否を決定することとなっております。

その事務事業説明会におきましては、議員おっしゃいましたとおり、私の方から温泉掘削工事の詳細につきまして、ご説明させていただきましたが、本契約案件につきましては、議案上程、決定以前でありましたことから、その時は私の方から臨時会におきまして、本事業の契約案件を上程する予定でありますと、このことのみをご報告させていただきました。議案の内容に関わる部分につきましては、控えさせていただきましたということでございます。ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 2者の業者が辞退した理由というご質問でございました。1者につきましては、他に工事を複数抱えておまして、技術者の確保が難しいためということでした。もう1者につきましては、会社として成功報酬式の契約を含め、総合的に判断されたと承知をしてございます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 私から1者の入札による金額の妥当性ということですが、つるつる温泉等、ご指摘の施設を含め、近隣の温泉施設につきましては、どの温泉掘削業者が施工したのか、契約業者に関する調査は行っておりますが、温泉開発の発注者が全て地方公共団体ということではございませんので、その契約形態や契約金額までは把握しておりません。温泉掘削においては、事前の地下水脈調査、掘削地点の地層、岩盤の状況により、掘削方法、掘削深度、使用機材も異なってまいります。また、工事期間の設定によっても、条件が異なってくるため、一概に比較できないものと認識しております。

続いて、8,000万円が実際の経費というご指摘がございましたが、実際の温泉掘削の経費が8,000万円前後ということではございません。特約条項に付しました温泉が出なかった場合の支払い額8,000万円は、組合側のリスクを回避するために取った措置でございまして、温泉が出ても出なくても、全額を

お支払いしますよという契約ではなく、この特約条項を付すことにより、掘削業者に対し、目的を達成するための最大限の努力をしていただくためのもので、目的が達成できた場合には、契約金額の満額をお支払いするといった契約内容としてございます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 9番、高田議員。

○9番（高田和登） ご説明、ご答弁ありがとうございました。組合と議会という関係は、信頼関係が最も重要なのかなという気がしております。正副管理者会議と今、そのメンバーが揃っているわけですが、その説明の前だったのでというようなご答弁でした。こういう場合、資料が時間的に間に合わないという場合もあるかもしれません。その場合、口答でも結構です。こういう事情で正式決定ではありませんが、情報としてはお伝えいただきたいなということを考えます。今後、議会に対して、信頼関係を損なわないように、ご配慮いただきたいと思いますが、いかがでしょうかという質問です。

あと、2番目の金額ですけれど、いろいろと事情はあったのだらうということですが、約2億円という金額の妥当性が、今のご答弁からははっきりしないのですね。どのような検証をこれからするのでしょうか。また、しないのでしょうか。先方が出した金額を、そのままのみにするしかないというのでは、ちょっとお粗末かなという気がしますが、その点、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） まず、1点目の関係でございしますが、私どもも当然、組合と議会の信頼関係は、大変重要なものと考えております。案件によっては、できるかできないかということもあろうかと思いますが、今後とも、これまで同様に引き続き十分な配慮をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 2点目の金額の妥当性に関してですが、当組合の設定金額、予定金額につきましては、業者が出した見積りをもとに作成したものではありません。平成29年度に行いました地下水等調査委託の結果をもとに、第三者機関であります東京都環境公社に依頼を行い、一般社団法人全国さく井協会から技術提供を受けまして、客観的に積算したものとなっております。

実際に掘削に携わるさく井工などの人件費に関しましても、各種法令を遵守したものとなっております。したがって、外部機関のバックデータに基づきまして、積算をしました予定価格を落札金額は下回っておりますので、適正を期した価格帯であると判断しております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 9番、高田議員。

○9番（高田和登） わかりました。ありがとうございました。

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

8番、門間議員。

○8番（門間淑子） たくさんありますので、3個と2.5ぐらいで分けてやります。一部ちょっと高田議員が言ったところと重複する部分的なところもありますけれども、お願いします。

まず、今回、指名競争入札ということで、2億円の契約案件になっています。衛生組合の規約の中でも1億5,000万円以上、議会の議決に付すものというふうになっていますので、それでここで議案として出てきたというふうに思っています。羽村市の場合は、1億5,000万円以上、福生市、青梅市、瑞穂町の場合は、5,000万円以上が一般競争入札になっているというふうに思いますけれども、これが一般

競争入札ではなく、指名競争入札になった、その理由ですね。当然、各構成市町の規約、規則については、ちゃんと見て準備したというふうに思いますけれども、このさく井でしたっけ、初めての工事、しかも2億円という大きな金額での契約ですので、指名競争にしたという、その理由について、教えてください。

それから、この工事全般に関しては、令和元年12月2日に建設工事等入札参加資格審査の受付というのが始まっています。つまりこの工事に参加したい業者は、ここで資格審査に申し込んでくださいねということになったわけですね。そこから、今回の本日の議案の提案になっているというふうに思いますけれども、その令和元年12月から今日の提案に至るまでのプロセスを、詳細をお伝えください。

それから、今、高田議員が言った2者が辞退したという理由はわかりましたが、この2者について、この入札に参加したのは、3者だけだったのか。それから、これは1回の入札で2者が辞退したという形になっていて、1者応札の形になってしまっているわけですね、結果的に。この3者だけだったのかどうかも含めて、とりあえず前半の3問です。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） 指名参加入札にした理由というお尋ねでございますが、まず、西多摩衛生組合の契約事務規定の中には、一般競争入札にすべき金額の基準は、現在のところ設けてないというような状況となっております。そのような中で契約方法につきまして、契約事務協議会で慎重に検討してきた次第なのですが、まず、制限付き一般競争入札にするか、指名競争入札にするか、その辺のところを検討しました。結果的には、登録業者の中から複数の業者を指名する指名競争入札とすることが妥当であるという結論に至りました。

その理由でございますけれども、当組合には現在、温泉掘削工事を施工する際に必要なさく井、「さく」はひらがなで、「せい」は井戸の井と書きますが、さく井の建設業許可を有しております競争入札参加資格登録業者が5者となっております。制限付き一般競争入札とした場合にも、構成市町の制度と同様に現在、登録されている業者であることが前提となるということで、この5者だけが参加資格を有することとなっております。制限付き一般競争入札として告示する場合、制限付き一般入札とした場合ですね、そちらを想定してみたところ、当組合では、電子入札サービス、こちらは加入してないことから、業者の皆さんに周知する方法としましては、組合のホームページ、それから構成市町の広報にお願いするという方法があるのですが、そのような中では、この当該5者に対しまして、こちらから連絡を入れて入札を促すことができないものですから、5者のうち、どの程度の入札参加者が見込めるか、この辺のところ不安定な部分があることがわかってまいりました。

また、制限付き一般競争入札につきましても、条件を満たさない場合には、入札ができないということになっておりますので、このようなことを踏まえまして、制限付き一般競争入札と同等に、5者の全てを指名することも検討いたしました。1者につきましては、現在、先ほど申し上げたとおり、掘削工事を受注していない。もう1者につきましては、温泉掘削の実績がないということで、条件から外れまして、結果的に3者を指名して入札を行ったということになっております。

結果といたしましては、入札に際しまして競争性や公平性、こちらにつきましては、制限付き一般競争入札と同等の内容が担保されているものと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） まず、温泉掘削工事が指名競争入札に至ったプロセスでございますが、まず、令和3年になりまして、2月17日の令和3年第1回議会定例会におきまして、温泉掘削工事費を含む令

和3年度予算を可決していただいております。

3月25日には、契約事務協議会を開催いたしまして、契約方法を指名競争入札に決定いたしました。これは、温泉掘削工事については、さく井という専門の資格を必要とし、都知事の許可や検査が必要とされる特殊な案件であることから、それに相応する資力、技術、信用、実績、経験等を勘案した結果でございます。

また、4月14日の契約事務協議会におきましては、特約条項について検討がされまして、温泉が出なかった場合のリスク回避策として、契約金額に関わらず支払額を一定の額に留めるべきであるという結論に達してございます。

そして、5月14日に指名業者選定委員会が開催され、さく井の建設業許可を有する5者のうち3者が指名されておりまして、指名から外れた2業者につきましては、温泉掘削の実績が全くないという1者と、現在、温泉掘削を行っていないという1者でございました。

以上でございます。

そして最後に、令和3年6月10日に、(仮称)フレッシュランド西多摩温泉掘削工事の指名競争入札を実施いたしまして、株式会社、八洲試験が落札をしております。

以上が、温泉掘削工事が指名競争入札に至ったプロセスでございます。

以上でございます。

○議長(幡垣正生) 郷事務局長。

○事務局長(郷 良則) 3点目の3者応札というご質問でございますが、実際、入札当日に指名させていただきました3者が応札をしていただきまして、この会議室で入札をしたわけなのですが、結果につきましては、ご説明したとおり、その場で2者が辞退されまして、1者が金額を入れていただいたという結果になっています。

以上です。

○議長(幡垣正生) 8番、門間議員。

○8番(門間淑子) つまり建設工事と入札参加資格審査の受付の時には5者が手を挙げてきたと、その5者は登録したわけですね。登録して、その間、衛生組合もそれなりの技術力を調べてみたりしたと。いついつ入札しますよということはお知らせしているわけですね。いろいろな書類も送られて、10日に開札になったということで、その間、2者については経験がないということで、それはちょっとご遠慮いただいたということのようですね。この3者については、十分な意欲があるから申請したというふうに思うのです。当日になって、できませんよと、開札をしたら辞退したというところに至るまで、衛生組合としては、情報を収集する方法はなかったのか。つまり今お聞きした理由ですと、1者はほかに仕事を抱えていて技術者を集めることができないと、もう1者は報酬、報酬と言いますかね、そのものに不服があるというようなことだったようですから、その当日の開札以外に知る方法はなかったのかということが、まず1点です。

それから、制限付き一般競争入札ができなかったというのは、電子がなくて、文書だったからということに原因があるのかどうか。それが一つです。

それから、要はそのあとやりますから、とりあえずそこで。

○議長(幡垣正生) 郷事務局長。

○事務局長(郷 良則) 今回の指名競争入札につきましては、先方に意欲があるかどうかということは、こちらでは把握できておりません。入札の条件といたしまして、失礼しました。指名する条件といたしまして、さく井の建設業の許可を有している業者であること。それから1級さく井技能者の資格を有し

ていること。指名停止中の業者ではないこと。温泉掘削工事実績を有する業者であること。この4点が条件でございまして、登録されている5者のうち、指名委員会の方で精査したところ、先ほどから出ておりますように2者は条件が合わない。ほかの3者は条件が合うので指名させていただいたということです。

当日、入札を実施しまして、それまでの間は、指名した時に必要な書類はお渡ししますが、透明性の関係で、一切、交渉等はしませんので、結果として、当日、入札、開札しましたら、2者が辞退することが判明しまして、あとから理由を聞きましたら、そのような理由が出てきたというようなところでございます。

2点目の、そうですね、先ほど私が最初にご答弁申し上げましたとおり、電子入札の場合は、登録していただいている業者が何千社とあるわけなのですが、1回告示しますと、それが皆さん、全部、検索して把握できるというような利点がございます。先ほど申し上げましたとおり、電子入札をしておりませんと、制限付き一般競争入札にしたいという場合も、周知の方法がなかなかそういったことができないという不利な点がございまして、今回その辺も考慮いたしまして、万が一、応札していただける業者がない場合は、事業が進みませんので、そういったところで判断をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） そうすると、今後、こうした大きな工事、議会の議決に付すべき契約案件というのは、今まであまりなかったというふうに思うのですけれども、今後もこういうような工事があるかどうかですね、もしあるのであれば、制限付き一般競争入札ができるような条件整備ということも考えられると思いますけれども、今後こうした1億5,000万円を超えるような大きな契約案件が出てくる可能性というのはあるのでしょうか。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） 今後につきましては、令和5年度につきましては、実際、フレッシュランド西多摩の改修工事に入っております。そういった時には、それらのことが考えられると思っております。現在、そういったところで制限付き一般競争入札の金額の基準は設けていないのですけれども、過去には、フレッシュランド西多摩を実際につくる時に、ゼネコンと地元の業者、JV、共同体とする条件で一般入札をしてきたような経緯もございます。そういうこともございますので、今後につきましても、金額の多寡には関わらず、契約案件ごとに精査しまして、競争性、公平性を担保して、最少の経費で最大の効果が得られるような契約事務を執行していきたいと考えております。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） では、最初の質問は、それでわかりました。今後は入札方法については、やはり競争性がまずありますので、競争性、公平性、透明性ですから、そこが担保できるように、要旨としては限られてくると思いますけれども、ぜひご検討いただきたいというふうに思います。

次の質問です。先ほど事業費の積算が出ましたけれども、この事業費の積算の裏付けは、都の環境公社の調査によりというような答弁がありましたけれども、具体的にどういうふうにして積算していったのか、ことをお聞きします。

それから、予定価格が1億9,000万円、これを積算してもらったわけですが、この予定価格は事前公表、事後公表、どちらだったのでしょうか。

それから、この工事が成された後ですけれども、西多摩衛生組合検査事務規程に基づいて、恐らく検

査が成されるというふうに思うのですね。しかし、非常に契約案件の金額が高いということもあって、内部検査だけでは対応できないだろうというふうに思いますので、その検査の詳細について説明してください。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまの1点目の事業費の積算の関係について、まずお答えいたします。

先ほどの高田議員の質問に対する回答と重複するところもございますが、今回、温泉掘削工事の積算に当たりましては、契約時における公平性、透明性を確保するため、組合が掘削業者に直接見積りを徴取することはしておりません。かわりに技術支援業務委託を行っております東京都環境公社に依頼し、温泉掘削工事に係る設計支援を行っていただいております。

設計金額の元となるバックデータにつきましては、東京都環境公社において、29年度に組合の実施した地下水等調査委託の結果を元に、一般社団法人全国さく井協会に技術協力、情報提供を仰ぎまして、深度1,800メートルの温泉泉掘削、及び深度160メートルの水戸改修工事に必要となる経費を客観的に積算していただいております。税抜き1億9,497万円の設計金額、予定金額につきましては、このバックデータを元に、当組合で端数調整などの最終調整を行った結果となっております。国土交通省の各種、積算基準を準用し、掘削費、残土処理費、機械損料費など、各種、積算項目を積み上げまして、適正な設計積算に務めたところでございます。

続きまして、3点目の検査関係について、回答させていただきます。

まず、ご指摘ございました組合内部の検査体制といたしましては、西多摩衛生組合検査事務規程の定めに基づき、資材等の確認のための資材検査、工事期間中の中間検査、そして、工事の完成を確認する完了検査、こちらを任命検査委員が行ってまいります。

また、ご指摘いただきました外部検査と言いますか、こちらにつきましては、温泉法に基づいて事業を進めてまいります。東京都の検査、調査といたしましては、着工前に温泉掘削工事着手届を、まず提出いたします。工事の着手前後に工事機器の配置状況、それと周辺への影響等の調査を、都の方から受けることとなります。

工事の最終段階では、揚湯試験願を提出し、東京都登録分析機関による揚湯試験、これは温泉の湧出量の検査になります。それと温泉分析を行い、温泉法第2条に定める温泉であるか否かの判定を受けることとなります。

これらの検査を経まして、最終的に温泉法に基づき、温泉掘削工事完了届を都に提出いたします。完了後の温泉井の状況について、現場調査を受け、一連の掘削工事が完了することとなります。

検査については、以上でございます。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 事業費の公表をされているかというご質問でございましたが、事業費につきましては、特段、公表はしてございません。

以上でございます。

失礼しました。事業費の公表につきましては、今回ここで決定した場合には、金額の公表はさせていただきます。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） このさく井工事っていう、私も初めてなので、いろいろ調べてみて、大変勉強に

なったのですけれども、今の検査の方ですね、温泉法に基づきさまざまな調査、検査があるということですが、この検査に関しては、特別の検査のようですので、本当はこれ委託になるのかなと思うのですが、管理者から委託を受けた者という、ここに該当してくるのかなというふうに思うのですが、検査業務を委託するということになるのでしょうか。それともその検査そのものは、今回のこの予定価格の中に、恐らく入っていないのではないかなというふうに思うのですが、その当たりの費用をどこに組み込んでいるのか、ということが1点です。

それで、そこに関して特別な知識と技術を持つ人たちの検査と、それから衛生組合の職員の皆さんがどう関わるのかということが2点目。

それから、今の予定価格の話は事前公表はしてなかったということで、了解でよろしいでしょうか。

以上、3点です。

○議長（幡垣正生） 松澤財務課長。

○財務課長（松澤昭治） 仰せの通りで、公表はしてございません。（「オーケーです。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） 検査の再質問について、回答いたします。

まず、組合内部の検査につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、検査事務規程の定めに則りまして、西多摩衛生組合内部の職員に任命検査員をお願いして、検査をするといったような形になります。

それと、今度、外部の方になりますが、温泉法に基づき東京都の検査を受ける時なのですけれども、例えば揚湯試験、東京都に願いを出して、日時を定めて、そこに東京都の方が来て、東京都の方とか、東京都の登録分析機関が来て、そこで検査をします。では実際にその検査のための温泉を汲み上げたりするのは誰がやるかという、今回、契約をさせていただいた八洲試験さんの方が実行する。それを都の方が監視・検査をするというような形になります。したがって、今回、契約した工事費の中に、揚湯試験費も含まれております。

それと、温泉掘削工事の進捗管理等、当然していくわけなのですけれども、フレッシュランドの担当課の職員が日報、月報管理を適切に行いまして、検査してまいります。しかしながら、私ども温泉の専門的な知識を持っておりませんので、東京都環境公社の技術支援の中で、適宜その検査等に係る技術支援を受けながら、その進捗管理も、職員がきっちりやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 8番、門間議員。

○8番（門間淑子） 今回、やはり東京都の環境公社がかなりいろいろな支援をしていただくということで、その技術支援とか、それから検査までについてのさまざまな支援もあるようで、そこについての費用も、この中に全部入っているのかどうか。それともごみの焼却なんかに関しては、支援の費用が別枠で予算化されておりますけれども、これはどういう扱いになってきますか。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまの東京都環境公社による技術支援でございますが、こちらは毎年度、契約しておりますその技術支援の委託料の中に、既にそういったものも含んで予算化しておりまして、東京都環境公社の支援に係る費用につきましては、技術支援委託料の中でお支払いをするといったような形になってございます。

以上でございます。（「わかりました。はい了解です。」と門間議員の声あり）

○議長（幡垣正生） よろしいですか。ほかにございませんか。

7番、水野議員。

○7番（水野義裕） 指名競争入札にせざるを得なかったという背景は理解をしました。まさにそうだったのだろうと思いますが、当面、その公平性とか、透明性とか、そういったことを担保するためには、先ほどの電子入札、そのようなことも当然考えていかなきゃいけない。工事はまだまだこれほかにもいっぱいあるわけですよ。そういうことに関して、どのようにお考えかを聞きたいと思います。

それから、井戸を掘ることについて、ちょっと調べてみたらですね、温泉が出るまでにどれだけ掘るか。それで掘る深さによって、単価が、コースが違ってくるのですよね。掘削増減の特例というか、何メートル掘って出るつもりで、この金額ですよ。それより早く出たら、その分は減らしますよ、みたいなことをやっている面もあるのですけれども、今回の契約の性格は、どんなふうになっているか、その2点を伺います。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） ただいま電子入札の加入についての、先ほどもご質問いただきましたが、こちらにつきましても、以前も当組合の中で検討した経緯がございます。その電子入札の費用といたしまして、まずは年間4、500万円かかるというふうな数字が出ておまして、また、当組合の契約件数といたしましては、令和2年度の実績で、入札が15件というような数字なのです。そうしますと、周辺自治体と比較しますと、非常に少ない件数となっておりますので、この辺の費用対効果を勘案いたしまして、現在のところは、加入を見送っているというようなことで、今後もですね、検討いたしますが、そういったところを重視しなければいけないと考えております。

以上です。

○議長（幡垣正生） 伊藤フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（伊藤義孝） ただいまご質問がありました掘削増減について、回答いたします。

温泉掘削工事におきましては、ご指摘のような掘削の深さを増減するといった契約が存在するという事は調査しております。当組合におきましても、温泉掘削工事の仕様を固めるに当たりまして、平成29年の地下水調査委託、この結果を考慮いたしまして、掘削深度1,500メートルから1,800メートルの間のどの深さに設定するのか。また、原則の掘削深度を1,800メートルに設定した上で、万が一温泉が湧出しなかった場合は、業者の負担によって、さらに200メートルほど掘っていただいて、2,000メートルまで掘削する特約条項を付す案も検討してまいりました。契約事務協議会の中では、これらを踏まえまして、温泉開発で一般的により掘削深度を深くすることで、豊富な湧出量と高い温度が得られる可能性が高くなりますことから、掘削途中での温泉の湧出に関わらず、1,800メートルまでは必ず掘削していただく工事仕様とすることが望ましいという結論に至りました。したがって、本工事の契約におきましては、掘削増減に係る特約条項等は取り決めてございません。

以上でございます。

○議長（幡垣正生） 7番、水野議員。

○7番（水野義裕） 電子入札はコストがかかるという話なのですが、一般競争入札ということに関する姿勢ですよ。どんどん広く方策を求めてコスト削減を図る、そういった姿勢については、どのようなお考えか、改めて伺います。

○議長（幡垣正生） 郷事務局長。

○事務局長（郷 良則） ご指摘いただきましたとおり、こういった大きい工事が出ますと、そういった

問題が出てまいります。今後も大きな工事出てくる状況がございますので、鋭意検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（幡垣正生） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号、「（仮称）フレッシュランド西多摩温泉掘削工事請負契約について」の件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第8、議案第5号「西多摩衛生組合監査委員の選任について」の件を議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、議員の除斥を求めます。香取幸子議員。

【香取幸子議員除斥】

朗読を省略し、提案説明及び内容の説明を求めます。橋本管理者。

○管理者（橋本弘山） ただいま議題となりました、議案第5号「西多摩衛生組合監査委員の選任について」の件につきまして、ご説明申し上げます。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員の中から監査委員を選任するため、議会の同意をいただきたく、本案を提出するものであります。

同意を求める者の氏名は、香取幸子氏で、住所が東京都西多摩郡瑞穂町二本木732の9、生年月日は、昭和37年1月2日であります。

任期につきましては、令和3年7月7日から令和5年4月30日までであります。

以上、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（幡垣正生） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） ございませんね。以上で質疑なしということで。

これより、本案に対する討論に入りますが、通告がありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（幡垣正生） 討論なしと認めます。

以上で、討論を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第5号「西多摩衛生組合監査委員の選任について」の件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（幡垣正生） ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意されました。

この際、香取幸子議員の除斥を解除します。

（香取幸子議員 着席）

○議 長（幡垣正生） ただいま、監査委員に選任されました香取幸子議員から、ごあいさつをお願いいたします。香取幸子議員。

○3 番（香取幸子） ただいま、監査委員の選任同意をいただきました香取幸子でございます。ありがとうございました。私にとりまして、重責ではございますが、使命感と責任感を持って職務を遂行してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（幡垣正生） どうもありがとうございました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、令和3年第1回西多摩衛生組合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時40分 閉会